

埼玉県報



埼玉県発行

目次

本号で公布された条例のあらまし

○本号で公布された条例のあらまし 一

条例

○埼玉県税条例の一部を改正する
条例 (税務課) 一

規則

○埼玉県税条例施行規則の一部を
改正する規則 (税務課) 一六

本号で公布された
条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例

(埼玉県条例第三十一号) (税務課)

趣旨

地方税法の一部改正に伴い、不動産取得税の特例措置の適用期限の延長、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率の引下げ等の特例措置の拡充、軽油引取税等の一般財源化等を行う。

二 内容

(一) 不動産取得税

ア 住宅及び土地の税率について、税率を軽減する特例を三年延長する。

イ 宅地及び宅地比準土地を取得した場合に課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を三年延長する。

(二) 自動車取得税

ア 目的税から普通税に改める。

イ 環境への負荷の少ない自動車(新車新規登録に限る。)について、平成二十一年度から平成二十三年度までの間の取得に限り、現行の特例措置に代えて、税率軽減措置を講ずる。

(ア) 次に掲げる自動車の取得について、自動車取得税を免除する。

ア 電気自動車

イ 一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車

ロ プラグインハイブリッド自動車

自動車

ウ 一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たすハイブリッド自動車

エ 平成二十一年排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車

(イ) 次に掲げる自動車の取得について、税率を七十五パーセント

又は五十パーセント軽減する。

ア 一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たす自動車

イ 一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たす大型ディーゼル自動車(バス・トラック)

ロ 低公害車(新車新規登録を除く。)について、次の措置を講ずる。

(ア) 電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車(バス・トラック)に係る税率の特例措置の適用期限を三年延長する。

三 施行期日
平成二十一年四月一日

(イ) ハイブリッド自動車(乗用車)に係る税率の特例措置について、軽減対象をより環境への負荷の少ない自動車に重点化する

とともに、税率から軽減する率を見直したうえで、適用期限を三年延長する。

(ウ) プラグインハイブリッド自動車について、税率から二・四パーセントを軽減する特例措置を講ずる。

(三) 軽油引取税

ア 目的税から普通税に改める。

イ 課税免除措置について、エチレンその他の石油化学製品を製造する者がその原料の用途に供する軽油に係るものは引き続き本則による措置とし、その他のものは三年間の措置としたうえで、存続する。

条例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県条例第三十一号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 削除」を「第七節 自動車取得税(第三十五条―第四十五条の第七節の二 軽油引取税(第四十六条―第四十六条

「第三章 目的税

三) に、 第一節 自動車取得税(第七十五条―第七十五条の十三)を
第二節 軽油引取税(第七十六条―第九十四条)を
第二節 狩猟税(第九十五条―第九十九条)を

「第三章 目的税(第七十五条―第九十九条)」に改める。

第三条第一項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 自動車取得税

八 軽油引取税

第三条第二項中「次に掲げるもの」を「狩猟税」に改め、同項各号を削る。

第四条第二項第四号中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項に次の一号を加える。

七 アメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百十九号)第二条第四項から第六項までに規定するものをいう。)に係る狩猟税 埼玉県浦和県税事務所長

第七条第一項中第十号及び第十一号を削り、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 自動車取得税 自動車の主たる定置場の所在地

八 軽油引取税 軽油の引取りに係る納入地(第四十六条第三項から第六項まで及び第四十六条の二第一項の軽油等の販売等にあつては、当該販売等について直接関係を有する事務所等の所在地)

第二十一条の二第二項中「資本金等の額を」を「資本金等の額が」に改め、「資本金等の額が」とあるのは「当該法人に係る固有法人の資本金等の額が」とを削り、「資本金等の額」を「資本金等の額が」に改める。

第三十二条の十一の五第一項中「協同組合連合会又は商店街振興組合」を「又は協同組合連合会」に改める。

第二章第七節を次のように改める。

第七節 自動車取得税

(自動車取得税の納税義務者等)

第三十五条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課する。

2 前項の「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車(自動車に付加して一体となつていて物として施行令で定めるものを含む。)をいい、同法第三条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの(側車付二輪自動車を含む。)を除くものとし、前項の「自動車の取得」には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他施行令で定める自動車の取得を含まないものとする。

(自動車取得税のみならず課税)

第三十六条 前条第一項の自動車(以下この節において「自動車」という。)の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得(以下この節において「自動車の取得」という。)と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第二項の施行令で定める自動車の取得をした者(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。)以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合(当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。)においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、同法第七条の規定による登録を受けたとき(当該登録前に第一項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。)、同法第六十条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき(同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。)、又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

(自動車取得税の課税標準)

第三十七条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、その取得の時における当該自動車の通常の取引価額として施行規則で定めるところにより算定した金額を前項の取得価額とみなす。

一 無償でされた自動車の取得

二 自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で施行令で定めるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で施行令で定めるもの

三 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第五百五十三条の負担付贈与(被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第百二十五条第一項の負担付遺贈を含む。)に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

四 前条第三項又は第四項の規定により自動車の取得があつたものとみなされる場合における当該自動車の取得

(自動車取得税の税率)

第三十八条 自動車取得税の税率は、百分の三とする。

(自動車取得税の免税点)

第三十九条 取得価額が十五万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の徴収の方法)

第四十条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第四十一条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定める様式によつて、申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

この場合において、自動車の取得が第三十五条第一項又は第三十六条第一項若しくは第二項の自動車の取得であるときは、売買契約書その他当該自動車の取得及びその取得価額を証する書類の写しを当該申告書に添付しなければならない。

一 道路運送車両法第七条の規定による登録、同法第五十九条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)又は同法第九十七条の三の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

二 道路運送車両法第十三条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時)

三 前二号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は施行規則で定める自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)又は施行規則で定める日

四 前三号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

(課税されない自動車の取得に関する報告)

第四十二条 自動車の取得をした者は、その取得価額が十五万円以下である場合又は当該自動車の取得が法第百十五条第二項各号に掲げる自動車の取得である場合においては、前条各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。この場合においては、前条後段の規定を準用する。

(自動車取得税の納付の方法)

第四十三条 自動車取得税の納税義務者は、自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。以下この項及び次項において同じ。)を納付する場合には、申告書又は修正申告書に証拠代金収納計器(規則で定める収納印のみを表示する計器で自動車取得税及び自動車税の保全上支障がないと知事が認めたものに限る。以下同じ。)により当該自動車取得税額に相当する金額の収納印の表示を受けてしなければならない。

2 自動車取得税の納税義務者は、次のいずれかに該当する場合には、前項の収納印の表示を受けることに代えて、当該自動車取得税額に相当する現金を納付することができる。

一 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条又は第十三条の規定による登録の申請及び第四十

一条の規定による申告書の提出を行う場合
二 その他知事が必要と認める場合

3 知事は、前項(同項第二号に該当する場合に限る。)の規定による現金の納付があつたときは、申告書又は修正申告書に規則で定める納税済印を押しなければならない。

(証紙代金収納計器による収納印の表示の取扱い)

第四十四条 前条第一項の証紙代金収納計器による収納印の表示の取扱いに關しては、規則で定める。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)

第四十五条 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 知事は、自動車の取得者から自動車取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該自動車の取得に係る自動車取得税に係る徴収金の徴収を猶予する。

3 前項の申告をする者は、規則で定める様式による申告書に第一項の規定の適用があるべきことを証するに足りる書類を添付して、第四十一条の規定により申告をする際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

4 第二項の規定によつて徴収の猶予をした場合においては、その徴収の猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収の猶予をした期間に対応する部分の金額を免除する。

5 知事は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る自動車取得税について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消す。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた自動車取得税に係る徴収金を納付しなければならない。

6 自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

7 知事は、前項の規定により自動車取得税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

(自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除)

第四十五条の二 自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で施行規則で定めるものにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により、当該自動車の取得に対する自動車取得税額が既に納付されているときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除する。

2 前条第七項の規定は、前項の規定により自動車取得税額を還付する場合について準用する。

(自動車取得税の減免)

第四十五条の三 次に掲げる自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を免除する。

一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する厚生労働大臣の定める者の救急自動車、へき地における巡回診療のために使用する自動車又は血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得

二 構造上、身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの(以下「精神障害者」という。)の利用に専ら供するためのものと認められる自動車

自動車取得税の取得において必要があると認めるもの

2 知事は、身体障害者若しくは身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車に係る当該身体障害者等若しくは当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得に対し、必要があると認めるときは、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を減免することができる。

3 知事は、次に掲げる自動車の取得(第一項第二号及び前項に規定する自動車の取得を除く。)に対し、必要があると認めるときは、当該自動車の取得をした者の申請により、当該自動車に係る自動車取得税の額から当該自動車の取得価額の

うち身体障害者等の利用に供するための構造変更又は身体障害者が運転するための構造変更に係る価額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額を減額することができる。

一 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車の取得
二 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車で営業用のものの取得

4 知事は、次に掲げる自動車の取得に対し、必要があると認めるときは、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を減免することができる。

一 天災その他の災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わる自動車の取得
二 取得した自動車とその取得の直後に天災その他の災害により滅失し、又は損壊した場合における当該自動車の取得

三 前二号に掲げるもののほか、特別の事情による自動車の取得
第二章第七節の次に次の一節を加える。

第七節の二 軽油引取税

(軽油引取税の納税義務者等)

第四十六条 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。)で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準としてその引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行つたものとみなして、同項の規定を適用する。

3 軽油引取税は、前二項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油(炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、一気圧において温度十五度で液状であるものを含む。以下この節において同じ。)で軽油又は揮発油(揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)第二条第一項に規定する揮発油(同法第六条において揮発油とみなされるものを含む。)をいう。以下この条において同じ。))以外のもの(同法第十六条又は第四十六条の二十四において「燃料炭化水素油」という。)を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合に

においては、その販売量(第四十六条の二十四第一項第三号の規定による知事の譲渡の承認又は法第四十四条の三十二第一項第三号の規定による他の都道府県知事の譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者(以下この項及び第四十六条の二十四第一項において「石油製品販売業者」という。)が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し、若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量(第四十六条の二十四第一項第一号若しくは第二号の規定による知事の製造の承認若しくは法第四十四条の三十二第一項第一号若しくは第二号の規定による他の都道府県知事の製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は第四十六条の二十四第一項第三号の規定による知事の譲渡の承認若しくは法第四十四条の三十二第一項第三号の規定による他の都道府県知事の譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、県内に主たる定置場が所在する自動車の保有者(自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下この節において同じ。)が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。)においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量(当該消費に係る炭化水素油(燃料炭化水素油にあつては、第四十六条の二十四第一項第四号の規定による知事の消費の承認若しくは法第四十四条の三十二第一項第四号の規定による他の都道府県知事の消費の承認を受け、又は第四十六条の二十四第六項若しくは法第四十四条の三十二第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。))に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水

素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合(特別徴収義務者が引渡しを行った軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。)においては、その所有に係る軽油(引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第四十六条の十三において同じ。)の数量(当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量)で施行令で定めるところによつて算定したものを課税標準として、その者に課する。

(軽油引取税のみならず課税)

第四十六条の二 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者(輸入をする者にあつては、関税法第六十七条の輸入の許可を受ける場合には当該許可を受ける者をいう。)に課する。

- 一 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- 二 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- 三 第四十六条の五に規定する軽油の引取りを行った者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡
- 四 第四十六条の五に規定する軽油の引取りを行った者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- 五 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡
- 六 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入

2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油(自動車の内燃機関の用に供することができる)と認められる炭化水素油で施行令で定めるものを除く。)を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第一号又は第二号に掲

げる軽油の消費に含まれないものとする。

3 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめ、その譲渡をしようとする軽油の数量その他必要な事項を記載した施行令で定める届出書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(軽油引取税の補完的納税義務)

第四十六条の三 第四十六条の二十四第一項第一号又は第二号の規定に違反して知事の承認を受けずに製造された軽油について、第四十六条第四項又は前条第一項第五号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者(以下この条において「納税義務者」という。)が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で施行令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の法第四百四十四条の二第四項に規定する事業所若しくは前条第一項第五号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所(以下この項において「事業所等」という。)が明らかでないときは、この節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

(軽油引取税の課税免除)

第四十六条の四 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第四十六条の十一第三項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

- 一 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの
- 二 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り
- 三 第四十六条の五 石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の施行令で定める石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の施行令で定める用途に供する軽油の引取りに対しては、第四十六条の十六第四項の規定による免税証の交付があつた場合又は第四十六条の二十二第一項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

(特約業者の指定等)

第四十六条の六 知事は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者(その経営の基礎その他の事項を勘案して施行令で定める要件に該当する者を除く。)

で、県内に主たる事務所又は事業所を有するものを、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定する。

2 前項の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して一年とする。ただし、仮特約業者が次条第一項の規定による特約業者の指定を受けたときは、当該仮特約業者の指定は、その効力を失う。

3 知事は、第一項の規定により指定した仮特約業者が同項の施行令で定める要件に該当することとなつたときその他施行令で定める場合には、仮特約業者の指定を取り消すことができる。

第四十六条の七 知事は、前条第一項の規定により指定した仮特約業者のうち、軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められることその他の施行令で定める要件に該当するものを、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定する。

2 知事は、前項の規定により指定した特約業者が、同項に規定する要件に該当しなくなつたときその他施行令で定める要件に該当するときは、特約業者の指定を取り消すことができる。

(軽油引取税の税率)

第四十六条の八 軽油引取税の税率は、一キロリットルにつき、一万五千円とする。

(軽油引取税の徴収の方法)

第四十六条の九 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第四十六条第三項から第六項まで又は第四十六条の二の規定によつて軽油引取税を課する場合その他特別の必要があつて知事が指定する場合における徴収については、申告納付の方法による。

2 法第四百四十四条の二十二第四項(法第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。)の規定によつて軽油引取税を課する場合における徴収については、普通徴収の方法による。

(軽油引取税の特別徴収義務者)

第四十六条の十 軽油引取税の特別徴収義務者は、元売業者又は特約業者とする。

ただし、知事において徴収上必要があると認める場合は、別に特別徴収義務者を指定することができる。

2 前項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者からの第四十六条第一項又は第二項に規定する軽油の引取りに対して課する軽油引取税を徴収しなければならぬ。

3 第一項の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合に

は、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

(軽油引取税の申告納入)

第四十六条の十一 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月初日から同月末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量(次項及び第四十六条の十三において「課税標準量」という。)及び税額並びに第四十六条の四又は第四十六条の五の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した施行規則で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。

2 前項の課税標準量は、当該引取りに係る軽油の数量から引取りの際減少すべき軽油の数量として施行令で定める数量を控除した数量とする。

3 第一項の場合において、第四十六条の四又は第四十六条の五の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、施行規則で定めるところにより、次条第五項に規定する登録特別徴収義務者は、知事が第四十六条の十六第四項の規定により交付した免税証その他当該数量を証するに足る書面を添付して知事の承認を受けなければならない。

4 次条第五項に規定する登録特別徴収義務者は、第一項の期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第四十六条の十二 軽油引取税の特別徴収義務者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りでない。

一 事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合 その開始しようとする日前五日

二 事務所又は事業所の事業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合 その指定された日から五日

三 引渡しに係る軽油の納入が行われることとなつた場合(前二号に掲げる場合を除く。) その納入の日の属する月の翌月の末日

2 前項の登録を申請する場合において提出すべき申請書(次項において「登録申請書」という。)には、前項第一号に掲げる場合にあつては第一号から第六号まで及び第九号に掲げる事項を、前項第二号に掲げる場合にあつては第一号から第

四号まで、第六号及び第九号に掲げる事項を、前項第三号に掲げる場合にあつては第一号及び第七号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

一 特別徴収義務者の住所及び氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

二 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名

三 元売業者の名称(特別徴収義務者が特約業者である場合に限る。)

四 取扱石油製品の種類及びその貯蔵設備の概要

五 事務所又は事業所の事業開始年月日

六 特別徴収義務者として指定された年月日

七 軽油の納入地

八 当該納入を受ける者の住所及び氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

九 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

3 事務所又は事業所の事業を承継した軽油引取税の特別徴収義務者が提出すべき登録申請書には、被承継者が連署することを必要とする。

4 第一項の申請を受理したときは、知事は、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録し、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知するとともに、当該特別徴収義務者のうち同項第一号又は第二号に係る申請をしたものに対し、その事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する施行規則で定める証票を交付する。

5 登録特別徴収義務者(前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。次項において同じ。)は、登録をした事項に変更を生じた場合においては、その

変更を生じた日から五日以内にその登録事項の変更を申請しなければならない。

6 知事は、次のいずれかに該当する場合には、登録特別徴収義務者の登録を消除するとともに、その旨を当該消除に係る者に対し通知する。

一 登録特別徴収義務者から登録の消除の申請があつたとき。

二 登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなつたとき。

三 現に県内に事務所又は事業所を有しない登録特別徴収義務者が、一年以上県内に軽油の納入を行わない場合において知事が必要と認めるとき。

(軽油引取税の申告納付の手續)

第四十六条の十三 第四十六条の九第一項ただし書の規定によつて軽油引取税を申告納付すべき納税者で、第四十六条第三項から第五項まで又は第四十六条の二第

一項第一号、第二号若しくは第五号に掲げる者にあつては毎月末日までに前月初日から同月末日までの間における当該販売、消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を、第四十六条第六項に該当する者にあつてはその者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までにその所に係る軽油に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を、第四十六条の二第一項第三号又は第四号に掲げる者にあつては当該消費又は譲渡をした日から三十日以内に当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を、同項第六号に掲げる者にあつては当該軽油の輸入の時までに当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した施行規則で定める申告書を知事に提出し、及びその申告した税額をそれぞれ納付書によつて納付しなければならない。

(軽油引取税の普通徴収の手續)

第四十六条の十四 第四十六条の九第二項の規定によつて軽油引取税を徴収する場合においては、次に掲げる者に対して、軽油引取税の納税通知書を交付する。

一 法第百四十四条の二十二第一項の者又は同条第二項の法人若しくは人

二 法第百四十四条の二十五第二項の者又は同条第三項の法人若しくは人

(軽油引取税に係る免税の手續)

第四十六条の十五 第四十六条の五に規定する用途に供するため、同条の規定によつてその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油(以下この節において「免税軽油」という。)の引取りを行おうとする同条に規定する者(以下この節において「免税軽油使用者」という。)は、あらかじめ、知事に法第百四十四条の二十一第二項の申請書を提出して同項の免税軽油使用者証(以下この節において「免税軽油使用者証」という。)の交付を受けておかなければならない。

2 知事は、前項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第四十六条の五に規定する用途に該当しないときその他施行令で定めるときを除き、免税軽油使用者証を交付する。

3 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。

4 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなつた場合においては、遅滞なく、当該免税軽油使用者証

を知事に返納しなければならない。

5 知事は、免税軽油使用者証の交付を受けた者（法第四十四条の二十一第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあっては、そのいずれかの者）が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した次条第一項に規定する免税証の返納を命ずることができる。

第四十六条の十六 免税軽油使用者が免税証（免税軽油の引取りであることを証する書面をいう。以下この節において同じ。）の交付を受けようとする場合においては、その都度、前条の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して法第四十四条の二十一第一項の規定による申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、同項ただし書の規定により免税証の交付を受けようとする者は、施行令で定める届出書の写しを知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書に記載する免税軽油の数量は、十八リットルを下らないようにするものとする。

3 第一項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合において、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は法第四十四条の二十一第二項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第一項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した施行令で定める明細書を添付しなければならない。

4 知事は、第一項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でない認めるときその他施行令で定めるときを除き、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の数量の引取りを行うため必要とする免税証を交付する。

5 免税軽油使用者は、前項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。

6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業

者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名押印しなければならない。

7 前条第四項の規定は、免税証について準用する。

（施行令第四十三条の第十五第三項の届出）

第四十六条の十七 県内に免税軽油の使用に係る事務所又は事業所が所在する免税軽油使用者は、法第四十四条の二十一第一項ただし書及び施行令第四十三条の十五第十三項の規定により他の都道府県知事に免税証の交付を申請する場合においては、同項の届出書を知事に提出しなければならない。

（免税軽油の引取り等に係る報告の期限の特例）

第四十六条の十八 免税軽油使用者証の交付を受けた者（法第四十四条の二十一第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあっては、それぞれの者）のうち次のいずれかに該当するもの当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に記載された有効期間の初日の属する月の翌月から当該有効期間の満了の日の属する月までの間に到来する法第四十四条の二十七第一項本文に規定する報告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、当該免税証に記載された有効期間の満了の日の属する月の翌月の末日とする。

一 国又は地方公共団体

二 当該免税証の有効期間の初日の属する月の前月の末日（以下この号において「基準日」という。）の一年前の日から免税軽油使用者証の交付を受けており、かつ、同日から基準日までの間における法第四十四条の二十七第一項に規定する報告対象免税軽油の数量が三キロリットル以下の者

（軽油引取税の徴収猶予）

第四十六条の十九 法第四十四条の二十九第一項の規定による徴収猶予の申請をする軽油引取税の特別徴収義務者は、規則で定める様式による申請書に徴収猶予を必要とする理由を証するに足りる書類を添付して提出するとともに申請に係る金額に相当する額として知事が認める額の担保を提供しなければならない。ただし、知事が施行令で定める要件に該当し、担保を徴する必要がないと認めるときは、担保を提供することを要しない。

（軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請）

第四十六条の二十 法第四十四条の三十第一項に規定する徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、規則で定める様式による申請書

に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証するに足りる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(軽油を返還した場合における措置)

第四十六条の二十一 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第四十四条の三十一第一項の規定により、軽油の引取りが行われなかつたものとみなされる場合においては、みなされた日から一月以内に次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- 一 特別徴収義務者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
- 二 当該販売契約による軽油の引渡しを行った事務所又は事業所所在地及び当該事務所又は事業所の代表者の氏名
- 三 当該販売契約による軽油の引取りが行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量
- 四 当該販売契約の解除の理由及び解除があつた年月日
- 五 返還に係る軽油の数量及び返還があつた年月日
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第四十四条の三十一第一項の規定により、納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、規則で定める様式による還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 前二項の場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があつたこと及びその数量を証するに足りる書類を添付しなければならない。

(法第四十四条の三十一第四項又は第五項の知事の承認)

第四十六条の二十二 免税軽油使用者は、法第四十四条の三十一第四項又は第五項の規定により、知事の承認を受けようとする場合においては、規則で定める様式による承認申請書に次に掲げる事項についてその事実を証するに足りる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 免税軽油使用者が第四十六条の十六第一項の規定により免税証の交付を申請した場合における当該申請に係る軽油の数量
- 二 前号に掲げる軽油の数量のうち、知事が交付した免税証に係る軽油の数量
- 三 免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要がある理由
- 四 前号に掲げる軽油を免税用途に供した年月日及びその数量
- 五 第三号に掲げる軽油の引渡しを行った軽油の販売業者の事務所又は事業所の

所在地及び氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

六 第三号に掲げる軽油について免税証の交付を申請することができなかつた理由

七 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

2 知事は、前項の承認をした場合は、規則で定める様式による承認書を同項の免税軽油使用者に交付する。

(免税軽油以外の引取りを行った後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置)

第四十六条の二十三 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第四十四条の三十一第四項又は第五項の規定により、軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、前条第二項の承認書を添付しなければならない。

(製造等の承認を受ける義務等)

第四十六条の二十四 元売業者(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、法第四十四条の七第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。)、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。)及び自動車の保有者は、次に掲げる場合においては、製造、譲渡又は消費(以下この条において「製造等」という。)を行う時期、数量その他の施行規則で定める事項を定めて、知事の承認を受けなければならない。

- 一 軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、軽油を製造するとき。
- 三 燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡するとき。
- 四 燃料炭化水素油(この項の承認を受けて譲渡された前号の燃料炭化水素油を除く。)を自動車の内燃機関の燃料として消費するとき。

2 前項の場合において、知事は、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、同項の承認を与える。

3 第一項の承認を受けた者は、帳簿を備え、製造等を行った時期、数量その他当該承認を受けた事項に関する事実をこれに記載しなければならない。

4 第一項の承認は、製造等承認証を交付して行う。

5 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る製造等を行うとき又は当該製造等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の製造等承認証を所持していなければならぬ。

6 第一項第三号に係る承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として自動車の保有者に譲渡するときは、自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しを作成して、当該自動車用炭化水素油譲渡証を当該自動車の保有者に交付するとともに、その写しを保管しなければならない。

7 自動車の保有者は、第一項第三号に係る承認を受けて譲渡された燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、前項の自動車用炭化水素油譲渡証を携帯していなければならない。

8 第一項の承認を受けた者は、第三項の規定により備え付けなければならない帳簿の全部又は一部について、法第七百四十八条第一項の規定により、当該帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)の備付けをもつて当該帳簿の備付けに代えることができる。この場合において、当該帳簿に係る電磁的記録に対する地方税に関する法令の規定の適用については、当該帳簿に係る電磁的記録を当該帳簿とみなす。

第四十七条中「昭和二十六年法律第百八十五号」を削る。

第四十九条第三項中「身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの(以下「身体障害者」という。若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの(以下この項において「精神障害者」という。))及び「身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。))を「身体障害者等」に、「が運転するもの若しくは」を「若しくは」に改める。

第五十一条の二第四項中「(規則で定める収納印のみを表示する計器で自動車税及び自動車取得税の保全上支障がないと知事が認めただに限る。以下同じ。)」を削る。

第五十一条の四中「平成十四年法律第百五十一号」を削る。

第三章第一節及び第二節の節名を削り、第七十五条から第九十四条までを次のように改める。

第七十五条から第九十四条まで 削除

第三章第三節の節名を削る。

附則第十二条第一項並びに第十四条第一項及び第三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第二十六条中「附則第二十六条」を「附則第二十七条」に改め、同条を附則第二十七条とし、附則中第二十五条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とし、第十九条から第二十三条までを削り、第十八条を第二十四条とする。

附則第十七条の二第二項中「昭和五十四年法律第四十九号」を削り、「施行令」を「施行規則」に改め、同条を附則第二十三条とする。

附則第十七条の次に次の五条を加える。

(自動車取得税の非課税等)

第十八条 第五項に規定する電気自動車、第六項各号に掲げる天然ガス自動車、第七項に規定する充電機能付電力併用自動車、第八項各号に掲げる電力併用自動車又は第九項第三号に掲げる軽油自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第七条の規定による登録又は同法第五十九条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条において同じ。)を受けるものの取得が平成二十四年三月三十一日までに行われた場合においては、第三十五条第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

2 家用の自動車(第三十五条第一項の自動車をいう。以下この条において同じ。)で軽自動車(道路運送車両法第三条の軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条の規定にかかわらず、百分の五とする。

3 第九項第一号若しくは第二号に掲げる軽油自動車又は第十一項に規定する第一種省エネルギー自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(第一項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に四分の一を乗じて得た率とする。

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(第一項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率に二分の一を乗

じて得た率とする。

一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量(以下この条において「車両総重量」という。)が三・五トンを超える軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第九項において同じ。)のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

二 第十二項に規定する第二種省エネルギー自動車

5 電気自動車(電気を動力源とする自動車)で施行規則で定めるものをいう。(で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。)

6 次に掲げる天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。(で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。)

一 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

7 充電機能付電力併用自動車(次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得(前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の二・四を控除した率とする。

8 次に掲げる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車)で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。(で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得(前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、百分の一・六(当該電力併用自動車がバス又はトラックである場合にあっては、百分の二・七)を控除した率とする。)

一 車両総重量が三・五トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当

するもので施行規則で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年電力併用軽量車基準」という。)に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年電力併用重量車基準」という。)に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

9 次に掲げる軽油自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得(前三項、第十一項又は第十二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十八条及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の二)を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の〇・五)をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消

費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車で施行規則で定めるもののうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

10 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第三十九条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

11 第一種省エネルギー自動車(エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものをいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得(第五項から第八項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

12 第二種省エネルギー自動車(エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものをいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得(第五項から第八項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

13 前二項の規定は、第四十一条又は法第二百二十三条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

(課税されない自動車の取得に関する報告の特例)
第十九条 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第四十二条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

(軽油引取税に係るみなし揮発油の特例)

第二十条 当分の間、第四十六条第三項に規定する揮発油には、租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第二十一条 平成二十四年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに對しては、第四十六条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次項において準用する第四十六条の十六第四項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において準用する第四十六条の二十二第一項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

一 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

二 海上保安庁その他施行令で定める者が航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第二条の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で施行令で定めるものに供する軽油の引取り

三 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他施行令で定める者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので施行令で定めるもの(日本貨物鉄道株式会社にあつては、施行令で定める機械を含む。)の動力源に供する軽油の引取り

四 農業又は林業を営む者その他施行令で定める者が動力耕うん機その他の施行令で定める機械の動力源に供する軽油の引取り

五 陶磁器製造業、木材加工業その他の施行令で定める事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の施行令で定める用途に供する軽油の引取り

2 第四十六条の十五から第四十六条の十八まで、第四十六条の二十二及び第四十六条の二十三の規定は、前項の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる

軽油の引取りについて準用する。この場合において、第四十六条の十五第一項中「第四十六条の五に規定する」とあるのは「附則第二十一条各号に掲げる」と、「同条の」とあるのは「同項の」と、「同条に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、同条第二項中「第四十六条の五に規定する」とあるのは「附則第二十一条各号に掲げる」と読み替えるものとする。

3 前二項の場合における第四十六条の二、第四十六条の九、第四十六条の十一及び第四十六条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十六条の二第一項第三号及び第四号	同条	第四十六条の五又は附則第二十一条第一項
第四十六条の二第二項第四号	同条	これらの規定
第四十六条の九第一項	第四十六条の二	第四十六条の二(附則第二十一条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第四十六条の十一第一項及び第三項	又は第四十六条の五	若しくは第四十六条の五又は附則第二十一条第一項
第四十六条の十一第三項	第四十六条の十第六第四項	第四十六条の十六第四項(附則第二十一条第二項において準用する場合を含む。)
第四十六条の十三	第四十六条の二第一項第三号又は第四号	第四十六条の二第二項第三号又は第四号(附則第二十一条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

(軽油引取税の税率の特例)

第二十二条 平成三十年三月三十一日までに第四十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第四十六条の二第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第四十六条第六項の規定に該当するに至つた場

合における軽油引取税の税率は、第四十六条の八の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、三万二千円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 (不動産取得税に関する経過措置)
この条例による改正後の埼玉県税条例(以下「改正後の条例」という。)第三十二条の十一の五第一項の規定は、平成二十二年四月一日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 (自動車取得税に関する経過措置)
改正後の条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 4 (軽油引取税に関する経過措置)
改正後の条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に改正後の条例第四十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは改正後の条例第四十六条の二第一項各号(第三号又は第四号を除く。)の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が改正後の条例第四十六条第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。
- 5 施行日前にこの条例による改正前の埼玉県税条例(以下「改正前の条例」という。)第七十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは改正前の条例第七十七条第一項各号(第三号又は第四号を除く。)の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が改正前の条例第七十六条第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第七十九条の二第一項の規定による仮特約業者の指定の申請は、改正後の条例第四十六条の六第一項の規定による仮特約業者の指定の申請とみなす。
- 7 この条例の施行の際現に改正前の条例第七十九条の二第一項の規定により仮特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該仮特約業者の指定は、改正後の条例第四十六条の六第一項の規定による仮特約業者の指定とみなす。
- 8 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第七十九条の三第一項の規定による特約業者の指定の申請は、改正後の条例第四十六条の七第一項の規定による特約業者の指定の申請とみなす。
- 9 この条例の施行の際現に改正前の条例第七十九条の三第一項の規定により特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該特約業者の指定は、改正後の条例第四十六条の七第一項の規定による特約業者の指定とみなす。
- 10 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第八十四条第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請は、改正後の条例第四十六条の十二第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請とみなす。
- 11 この条例の施行の際現に改正前の条例第八十四条第四項の規定により登録特別徴収義務者の登録を受けている者に係る同項の規定による当該登録特別徴収義務者の登録は、改正後の条例第四十六条の十二第四項の規定による登録特別徴収義務者の登録とみなす。
- 12 この条例の施行の際現に改正前の条例第八十四条第四項の規定により交付を受けている証票は、改正後の条例第四十六条の十二第四項の規定により交付を受けた証票とみなす。
- 13 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第八十四条第六項第一号の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請は、改正後の条例第四十六条の十二第六項第一号の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請とみなす。
- 14 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第八十五条第一項の規定による免税軽油使用者証の交付の申請は、改正後の条例第四十六条の五に規定する用途に係る免税軽油使用者証の交付の申請にあつては改正後の条例第四十六条の十一第一項の規定による免税軽油使用者証の交付の申請と、改正後の条例附則第二十一条第一項各号に掲げる用途に係る免税軽油使用者証の交付の申請にあつては同条第二項において読み替えて準用する改正後の条例第四十六条の十五第一項の規定による免税軽油使用者証の交付の申請とみなす。
- 15 この条例の施行の際現に改正前の条例第八十五条第一項の規定により交付を受

けている免税軽油使用者証は、改正後の条例第四十六条の五に規定する用途に係る免税軽油使用者証にあっては改正後の条例第四十六条の十五第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証と、改正後の条例附則第二十一条第一項各号に掲げる用途に係る免税軽油使用者証にあっては同条第二項において読み替えて準用する改正後の条例第四十六条の十五第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

16 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第八十六条第一項の規定による免税証の交付の申請は、改正後の条例第四十六条の五に規定する用途に係る免税証の交付の申請にあっては改正後の条例第四十六条の十六第一項の規定による免税証の交付の申請と、改正後の条例附則第二十一条第一項各号に掲げる用途に係る免税証の交付の申請にあっては同条第二項において準用する改正後の条例第四十六条の十六第一項の規定による免税証の交付の申請とみなす。

17 この条例の施行の際現に改正前の条例第八十六条第四項の規定により交付を受けている免税証は、改正後の条例第四十六条の五に規定する用途に係る免税証にあっては改正後の条例第四十六条の十六第四項の規定により交付を受けた免税証と、改正後の条例附則第二十一条第一項各号に掲げる用途に係る免税証にあっては同条第二項において準用する改正後の条例第四十六条の十六第四項の規定により交付を受けた免税証とみなす。

18 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第九十条第一項の規定による知事の承認の申請は、改正後の条例第四十六条の五に規定する用途に係る知事の承認の申請にあっては改正後の条例第四十六条の二十二第一項の規定による知事の承認の申請と、改正後の条例附則第二十一条第一項各号に掲げる用途に係る知事の承認の申請にあっては同条第二項において準用する改正後の条例第四十六条の二十二第一項の規定による知事の承認の申請とみなす。

19 この条例の施行の際現に改正前の条例第九十二条第一項の規定により知事の承認を受けている者に係る同項の規定による知事の承認は、改正後の条例第四十六条の二十四第一項の規定による知事の承認とみなす。

20 この条例の施行の際現に改正前の条例第九十二条第四項の規定により交付を受けている製造等承認証は、改正後の条例第四十六条の二十四第四項の規定により交付を受けた製造等承認証とみなす。

規則

埼玉県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十号

埼玉県条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、特別徴収対策室長及びこれに付けられる職員（非常勤の嘱託員、臨時に任用される職員及び埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）第九十九条に規定する技能職員を除く。以下この条において同じ。）を削り、「職務課」の下に「、特別徴収課税調査課」を、「勤務する職員」の下に「（非常勤の嘱託員、臨時に任用される職員及び埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）第九十九条に規定する技能職員を除く。）を加える。」を加える。

第二条の三第六項中「第五十一条の二第五項」を「第四十三條第二項（同項第二号に該当する場合に限る。）に、「条例第七十五条の九第二項（同項第二号に該当する場合に限る。）を「第五十一条の二第五項」に改める。

第二条の四中第三号及び第四号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 条例第四十六条の十第一項の特別徴収義務者又は法第四十四条の二十一条一項の免税軽油使用者から提出された軽油引取税に係る申告書、申請書、報告書等の受理に関する事務

第五条第四項中「第二項及び第三項」を「前二項」に、「第三項」を「前項」に改める。

第五条の二を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

（自動車税の納付義務の免除申告）

第五条の二 法第十一条の九第三項の規定による申告をしようとする者は、自動車税納付義務免除申告書を埼玉県自動車税事務所長に提出しなければならない。

2 前項の申告書には、当該申告が真実であることを証するに足りる書類を添付し

なければならぬ。

第六條の三第四項中「第三項」を「前項」に、「第七百條の二十一」を「第四百四十四條の二十九」に改める。

第六條の四第一項中「法第十六條の三第一項又は法第七百條の十四の三第一項」を「第十六條の三第一項又は第四百四十四條の二十第一項」に改め、同條第三項中「第七百條の二十一第一項」を「第四百四十四條の二十九第一項」に改める。

第六條の七第一項中「法第七百條の十四の三第一項」を「第四百四十四條の二十第一項」に改め、同條第二項中「第七百條の二十一第一項」を「第四百四十四條の二十九第一項」に改める。

第六條の十二第一項中「條例第三十一條の十三、條例第三十二條の十三、條例第四十九條第五項又は條例」を「第三十一條の十三、第三十二條の十三、第四十九條第五項又は」に改め、同條第二項中「第七十五條の七」を「第四十一條」に、「第一号」を「第二号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「第四十九條第四項」を「第四十五條の三第一項第二号若しくは第三項」に、「條例第七十五條の十三第一項第二号若しくは第三項」を「第四十九條第四項」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 條例第四十五條の三第二項又は第四十九條第三項の規定による県税の減免
身体障害者・精神障害者に係る自動車取得税・自動車税減免申請書

第六條の十二第三項中「次の各号」を「第一号及び第四号」に、「第二号」を「第一号から第三号まで」に、「前項第一号」を「前項第二号」に、「第一号」を「第二号」に改め、同項第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 道路運送車両法第五十八條第一項の規定により交付された自動車検査証又は道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三條の二

第三項の規定により交付された軽自動車届出済証
第六條の十二第三項に次の一号を加える。

四 その他知事が必要と認める書類

第六條の十二第四項中「第四十九條第五項又は條例第七十五條の十三第一項第一号若しくは第四項第一号若しくは第二号」を「第四十五條の三第一項第一号若しくは第四項第一号若しくは第二号又は第四十九條第五項」に、「（條例第四十九條第五項）」を「（同項）」に改め、「者は」の下に「、條例第四十五條の三第一項第一号又は第四項第一号に該当するものにあつては條例第四十一條の申告をする際に、条

例第四十五條の三第四項第二号に該当するものにあつては同号に規定する理由がやんだ日から三十日を経過する日までに」を加え、「、條例第七十五條の七の申告をする際に、條例第七十五條の十三第四項第二号に該当するものにあつては同号に規定する理由がやんだ日から三十日を経過する日までに」を削り、同條第五項中「第四十九條第五項又は條例第七十五條の十三第四項第三号」を「第四十五條の三第四項第三号又は第四十九條第五項」に、「（條例第四十九條第五項）」を「同項」に、「第七十五條の七」を「第四十一條」に改める。

第二十二條から第二十六條までを次のように改める。

第二十二條 削除
（証紙代金収納計器による収納印の表示の取扱い）

第二十三條 條例第四十三條第一項の証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税についての収納印の表示は、知事の指定を受けた者（以下「収納計器取扱人」という。）及び埼玉県自動車税事務所長が行うものとする。

2 前項の指定を受けようとする者は、証紙代金収納計器取扱人指定申請書を知事に提出しなければならない。

3 収納計器取扱人は、その氏名又は名称、取扱場所等を変更しようとするとき、又は取扱いを廃止しようとするときは、あらかじめ証紙代金収納計器取扱人指定事項変更届又は証紙代金収納計器取扱廃止届を知事に提出しなければならない。

4 知事は、収納計器取扱人が次のいずれかに該当するときは、収納計器取扱人の指定を取り消すことができる。

一 始動票札を用いないで表示をしたとき。

二 その他収納計器取扱人として不適当と認められたとき。

5 知事は、前項の規定により収納計器取扱人としての指定を取り消したときは、証紙代金収納計器取扱人指定取消通知書により当該取消しに係る者に対し通知するものとする。

6 知事は、第一項の規定により収納計器取扱人を指定したときは、直ちにその旨を告示するものとする。指定を取り消し、又は変更届若しくは廃止届が提出されたときも、同様とする。

7 収納計器取扱人は、証紙代金収納計器を使用する場合には、埼玉県自動車税事務所長に対し、証紙代金収納計器に係る始動票札の交付請求書を提出しなければならない。

8 収納計器取扱人は、始動票札の交付を受ける時まで始動票札に表示する金額を県に納入しなければならない。

9 収納計器取扱人は、埼玉県自動車税事務所長の交付した始動票札に表示した金額を限度として証紙代金収納計器を使用することができる。

10 収納計器取扱人は、証紙代金収納計器による収納印を誤つて表示した場合において、知事がやむを得ない事由があると認めるときは、当該誤つて表示した収納印の表示金額に相当する金額の還付を受けることができる。この場合において、収納計器取扱人は、当該収納印を誤つて表示したことを証する申告書等を提出しなければならない。

11 収納計器取扱人は、証紙代金収納計器による収納印の表示の状況を証紙代金収納印表示記録簿に記録しなければならない。この場合において、証紙代金収納印表示記録簿は、毎年四月一日から記録を開始し、翌年三月三十一日をもつて閉鎖するものとする。

12 使用済みの始動票札はその使用の完了の日から、証紙代金収納印表示記録簿はその閉鎖の日から五年間保存しなければならない。

13 埼玉県自動車税事務所長は、自動車取得税及び自動車税の保全上必要があると認める場合には、証紙代金収納計器に封印その他の必要な措置を講ずることができる。

14 収納計器取扱人は、証紙代金収納計器による収納印の表示による納付の方法の廃止その他知事がやむを得ない事由があると認める場合において、既に収納印を表示した金額の合計額が始動票札に表示した金額に達していないときは、当該始動票札に表示した金額から既に収納印を表示した金額の合計額を控除して得た金額の還付を受けることができる。

(証紙代金収納計器の取扱手数料)

第二十四条 収納計器取扱人に対しては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間に前条第八項の規定により納入した金額の合計額(当該合計額のうち、同条第十項又は第十四項の規定により還付した金額がある場合にあつては、当該合計額から当該還付した金額を控除して得た額。以下この条において「交付対象額」という。)に千分の十(交付対象額のうち、五千万円を超え二十億五千万円以下の部分については千分の五、二十億五千万円を超え三十億五千万円以下の部分については千分の四、三十億五千万円を超え四十億五千万円以下の部分については千分の三、四十億五千万円を超え五十億五千万円以下の部分については千分の二、

五十億五千万円を超える部分については千分の一)の率を乗じて得た額に百分の百五を乗じて得た額を、手数料として交付するものとする。

2 前項の手数料については、毎月末日現在における交付対象額について同項の規定を適用して計算して得た額から既に交付した手数料の額を控除して得た額を翌月十五日までに交付するものとする。

(自動車取得税の納税義務の免除の申告又は納付義務の免除の申請)

第二十五条 条例第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項の規定により、自動車取得税に係る徴収金の納税義務又は納付義務の免除を受けようとする者は、自動車取得税納税義務(納付義務)免除申告(申請)書を埼玉県自動車税事務所長に提出しなければならない。

(自動車取得税の還付の申請)

第二十六条 条例第四十五条第六項又は第四十五条の二第二項の規定により、自動車取得税に係る徴収金の還付を受けようとする者は、自動車取得税還付申請書を埼玉県自動車税事務所長に提出しなければならない。

第二十六条の三から第二十七条までを削る。

第二十六条の二の見出し中「自動車税又は自動車取得税」を「自動車取得税又は自動車税」に改め、同条第一項中「第四十九条第三項」を「第四十五条の三第一項第二号」に改め、「の各号」を削り、同項第一号中「第十五条」を「第十五条第四項」に改め、同条第二項中「第四十九条第三項」を「第四十五条の三第一項第二号」に改め、「の各号」を削り、同条を第二十七条とする。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 削除

第二十八条の二から第二十九条の四までを削る。

第二十九条の五の見出し中「第七十五条の十三第二項」を「第四十五条の三第二項」に改め、同条第一項中「第七十五条の十三第二項」を「第四十五条の三第二項」に、「の各号の」を「に掲げる額のうち」に改め、同項第二号中「第七十五条の四」を「第三十八条」に改め、同条第三項中「第七十五条の十三第二項」を「第四十五条の三第二項」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十条中「第七十九条の二第二項」を「第四十六条の六第一項」に改める。

第三十一条中「第七十九条の三第一項」を「第四十六条の七第一項」に改める。

第三十二条中「第八十二条第一項ただし書」を「第四十六条の十第一項ただし書」に改め、「通知する」の下に「ものとする」を加える。

第三十三条中「第八十四条第四項」を「第四十六条の十二第四項」に改める。

第三十四条中「第八十六条第四項」を「第四十六条の十六第四項」に改める。

第三十五条第一項中「第十八条の十五第一項に規定する」を「で定める」に、「第九十二条第一項第三号」を「第四十六条の二十四第一項第三号」に改め、同条第二項中「第十八条の十五第五項の規定による」を「で定める」に改める。

第三十六条の表四の二号中「第六百九十九条の十二第二項」を「第二百二十三條第

二項」に改め、同表四の三号中「第八十三条第一項」を「第四十六条の十一第一項」に、「第九十三条」を「第四十六条の十三」に改め、同表八の四号の次に次の一号を加える。

八の五 自動車税納付義務免除申告書(第五条の二第一項 別記様式第八号)の申告書

第三十六条の表十一号中「第二項第二号」を「第二項第一号」に改め、同表十一

の二号中「身体障害者・精神障害者に係る自動車税・自動車取得税減免申請書」を

「身体障害者・精神障害者に係る自動車取得税・自動車税減免申請書」に、「第六

条の十二第二項第一号」を「第六条の十二第二項第二号」に改め、同表二十七号中

「第五十三条第四十八項」を「第五十三条第五十二項」に改め、同表二十七の二

中「第五十三条第四十九項」を「第五十三条第五十三項」に改め、同表四十七号中

「第三十四条第二項」を「条例第三十四条第二項」に改め、同表四十八号中「法第

七十四条の二十三第五項」を「第七十四条の二十三第五項」に、「法第七十四条の

二十四第四項、法第八十七条第四項、法」を「第七十四条の二十四第四項、第八

七条第四項、」に、「法第九十一条第四項、法第七百条の三十第四項、法第七百

四十九から五十七まで 削除

第三十六条の表五十八号中「第二十六条」を「第三十六条」に改め、同表五十九

の二号中「第二十六条の四第二項」を「第二十三条第二項」に改め、同表五十九

四号及び五十九の五号中「第二十六条の四第三項」を「第二十三条第三項」に改め、

同表五十九の六号中「第二十六条の四第五項」を「第二十三条第五項」に改め、同

表五十九の七号中「第五十一条の二第四項」を「第四十三条第一項」に、「条例第

七十五条の九第一項」を「第五十一条の二第四項」に改め、同表五十九の八号及び

五十九の九号中「第二十六条の四第七項」を「第二十三条第七項」に改め、同表五

十九の十号中「第二十六条の四第十項」を「第二十三条第十項」に改め、同表五十

九の十一号中「第二十六条の四第十一項」を「第二十三条第十一項」に改め、同表

六十一の三号中「自動車税及び自動車取得税納税済印」を「自動車取得税及び自動

車税納税済印」に、「第五十一条の二第五項」を「第四十三条第三項」に、「条例

第七十五条の九第三項」を「第五十一条の二第五項」に改め、同表六十四号中「第

二十八条」を「第三十九条」に改め、同表六十四の三号中「第六百九十九条の十二

第二項」を「第二百二十三条第二項」に改め、同表六十四の四号中「第六百九十九条の十八第四項、法第六百九十九条の二十一第五項」を「第二百二十九条第四項、第三百三十二条第五項」に、「法第六百九十九条の二十二第四項」を「第三百三十三条第四項」に改め、同表六十四の五号中「第二十八条の二第三項」を「第四十条第三項」

に改め、同表六十四の六号中「第二十九条の三」を「第二十五条」に、「第二十九

条の四」を「第二十六条」に改め、同表六十四の七号及び六十四の八号中「第七十

五条の十一第二項」を「第四十五条第二項」に改め、同表六十四の十号中「第七十

九条の二第二項」を「第四十六条の六第一項」に改め、同表六十四の十三号中「第

七十九条の三第一項」を「第四十六条の七第一項」に改め、同表六十五号中「第八

十四条第二項」を「第四十六条の十二第二項」に改め、同表六十五の二号中「第八

十四条第四項」を「第四十六条の十二第四項」に改め、同表六十五の三号中「第八

十四条第五項」を「第四十六条の十二第五項」に改め、同表六十五の三の二号及び

六十五の三の三号中「第八十四条第六項第一号」を「第四十六条の十二第六項第一

号」に改め、同表六十五の三の四号中「第八十四条第六項」を「第四十六条の十二

第六項」に改め、同表六十五の四号中「第七百条の十二第四項」を「第一百四十四条

の十六第四項」に改め、同表六十五の五号中「第八十五条第二項」を「第四十六条

の十五第三項」に改め、同表六十五の六号中「第八十五条第三項及び第八十六条第

七項」を「第四十六条の十五第四項及び第四十六条の十六第七項」に改め、同表六

十六号中「第八十五条第五項」を「第四十六条の十五第五項」に改め、同表六十七

号中「第八十九条第一項」を「第四十六条の二十一第一項」に改め、同表六十八号

中「第八十九条第二項」を「第四十六条の二十一第二項」に改め、同表六十九号中

「第九十条第一項」を「第四十六条の二十二第一項」に改め、同表六十九の二号中

「第九十条第二項」を「第四十六条の二十二第二項」に改め、同表七十号中「第九

十一条第一項」を「第四十六条の二十三第一項」に改め、同条を第四十四条とし、

第三十五条の次に次の八条を加える。

(自動車税課税免除承認の申請)

第三十六条 条例第四十九条第一項ただし書の規定による知事の承認を受けようとする者は、納税義務が発生した日から七日以内に自動車税課税免除承認申請書を埼玉県自動車税事務所長に提出しなければならない。

(条例第四十九条第三項の規定による自動車税の減免の額)

第三十七条 条例第四十九条第三項の規定による申請が自動車税の納期限内にあつた場合における自動車税の減免額は、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

一 条例第五十一条の二第一項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する自動車税(次号に掲げる自動車税を除く。) 次に掲げる額のうちのいずれか少ない額

イ 税額

ロ 四万五千元(法第五十条第二項の規定により月割をもつて課する場合にあつては、四万五千元に四月から納税義務が消滅した月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額)

二 法第五十条第一項の規定により月割をもつて課する自動車税 次に掲げる額のうちのいずれか少ない額

イ 税額

ロ 四万五千円に納税義務が発生した月の翌月から三月（法第五十条第二項の規定により月割をもつて課する場合にあつては、納税義務が消滅した月）までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額

2 条例第四十九条第三項の規定による申請が自動車税の納期限後にあつた場合における自動車税の減免額は、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 前項第一号の自動車税 同号イ又はロに掲げる額のうちいずれか少ない額に申請のあつた月の翌月から三月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額（法第五十条第二項の規定により月割をもつて課する場合にあつては、同号イ又はロに掲げる額のうちいずれか少ない額に申請のあつた月の翌月から納税義務が消滅した月までの月数を乗じて得た額を四月から納税義務が消滅した月までの月数で除して得た額）

二 前項第二号の自動車税 同号イ又はロに掲げる額のうちいずれか少ない額に申請のあつた月の翌月から三月までの月数を乗じて得た額を納税義務が発生した月の翌月から三月までの月数で除して得た額（法第五十条第二項の規定により月割をもつて課する場合にあつては、同号イ又はロに掲げる額のうちいずれか少ない額に申請のあつた月の翌月から納税義務が消滅した月までの月数を乗じて得た額を納税義務が発生した月の翌月から納税義務が消滅した月までの月数で除して得た額）

3 法第四百五十四条の規定による市町村の条例の定めるところにより身体障害者等のための軽自動車等に係る軽自動車税の減免を受けているときは、前二項の規定にかかわらず、当該身体障害者等のための自動車に係る自動車税については、減免しないものとする。

（自動車税に係る証明書の交付の特例）

第三十八条 条例第五十五条の二の規定による自動車税に係る証明書の交付については、道路運送車両法第六十二条第一項に規定する継続検査に係る申請書に自動車税納税証明印を押印することをもつて代えることができる。

（狩猟税に係る納税証紙）

第三十九条 狩猟税に係る納税証紙は、一万六千五百円、一万二千三百円、一万千円、八千二百円、六千五百円、五千五百円、四千五百円、二千七百円、二千円及び千

三百円の十種とする。

（狩猟税の証紙徴収の手続等）

第四十条 狩猟税の納税者は、狩猟者の登録を受ける際に、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十六条又は第六十一条第二項の規定により提出する申請書に、県の発行する納税証紙をはらなければならない。

2 狩猟税の納税者が条例第九十六条第一項第二号又は第四号の規定に該当するときは、当該納税者が当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないものであること及び当該納税者が法第二十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族に該当しないこと（当該納税者が、農業、水産業又は林業に従事している者である場合を除く。）を証する市町村長（特別区にあつては、特別区長）の証明書を、前項の申請書に添付しなければならない。

3 第一項の申請書の提出があつたときは、当該申請書と納税証紙にかけて消印しなければならぬ。

（納税証紙等の無効）

第四十一条 消印された納税証紙及び著しく汚損し、又はき損した納税証紙又は証紙代金収納計器による収納印の表示は、無効とする。ただし、所定の消印以外のものにより消印された納税証紙で知事が特に認めたものに限り、有効とする。

（納税証紙の売りさばき）

第四十二条 納税証紙は、税務課長及び県税事務所長（埼玉県自動車税事務所長を除く。）において証紙の額面金額に相当する金額で売りさばくものとする。

（納税証紙の返還等）

第四十三条 納税証紙は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の納税証紙若しくは他の証紙とこれを交換することができない。ただし、第三十九条の規定による納税証紙の種類若しくは形式が変更され、又は廃止されたとき、その他知事がやむを得ないと認めるときは、当該納税証紙の額面金額に相当する金額の還付を受け、又は他の納税証紙と交換することができる。

附則第十一項を削り、附則第十二項中「附則第十九条第一項」を「附則第十八条第二項」に、「第二十九条の五第一項第二号」を「第二十九条第一項第二号」に、「第七十五条の四」を「第三十八条」に改め、同項を附則第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 条例附則第二十三条第一項に該当する自動車に係る自動車税における第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「四万五千元」とあるのは、「四万九千五百円」とする。

別記様式第四号(五)中「登録年」及び「所得年」を「対象年」に改める。

別記様式第四号(八)中「第700条の16第4項」を「第144条の22第4項」に改める。

別記様式第八号の四の次に次の様式を加える。

別記様式第八号の五

自動車税納付義務免除申告書		年 月 日
(あて先) 埼玉県自動車税事務所長		
第二次納税義務者		
住所(所在地) 氏名(名称及び 氏名(代表者氏名))		
年 月 日	付	納付の告知のあった第二次納税義務に係る下記自動車税について、地方税法第11条の9第3項の規定により、第二次納税義務に係る自動車税の納付の義務の免除を申告します。

買主(使用者) 氏(名称及び 氏名(代表者氏名))	住所(所在地) 氏名(名称及び 氏名(代表者氏名))	滞納年度	滞納税目	滞納期限	滞納税額 円	滞納金 額	滞納処分 費	備考
			自動車税	・	円	円	円	
			"	・		"	"	
			"	・		"	"	
告知に係る納付の期限					告知に係る納付すべき金額	納付義務免除申告額		円
・					円			円
自動車 の表示	登録年月日	登録番号	車名・年式・型式	車台番号	車置場 (使用の本拠の位置)	販売契約年月日	支払方法	売却代金 円
申告理由						差引残余金額 円	最終の年月日	円

注意 この申告が真実であることを証するに足りる書類を添付してください。

別記様式第九号の二十一中「第700条の14の3第1項」や「第144条の20第1項」に改める。

別記様式第十一号(一)の注覧一中「自動車税及び自動車取得税」や「自動車取得税及び自動車税」に改める。

別記様式第十一号の二中「自動車税」や「自動車取得税」
別記様式第十一号の二中「自動車取得税」や「自動車税」

3項 13第2項]	「第45条の3第2項 第49条第3項」	自動車税	自動車
		自動車取得税	自動車

取得税	円	円	円
車税	100	100	自動車

税、自動車取得税)や「自動車取得税又は自動車税」に改める。

別記様式第十一号の三の備考、別記様式第十一号の六の注覧一及び別記様式第十一号の七の備考一中「自動車税及び自動車取得税」や「自動車取得税及び自動車税」に改める。

別記様式第二十七号中「第46項」や「第50項」
別記様式第二十七号中「第47項」や「第51項」

別記様式第二十七号の二中「第46項」や「第50項」
別記様式第二十七号の二中「第47項」や「第51項」
別記様式第二十七号の二中「第48項」や「第52項」

別記様式第三十四号の別紙及び別記様式第三十六号の別紙中「譲渡」の次に「又は資産の譲渡」を加える。

別記様式第四十九号から別記様式第五十七号までを次のように改める。

別記様式第四十九号から別記様式第五十七号まで 削除
別記様式第五十九号の二中「第26条の4第2項」や「第23条第2項」に改める。

別記様式第五十九号の七を次のように改める。

別記様式第五十九号の七



別記様式第五十九号の九中「第26条の4第7項」や「第23条第7項」に改める。

別記様式第五十九号の十中「第26条の4」や「第23条」に改める。

別記様式第六十一号の三中「自動車税」や「自動車取得税」
別記様式第六十一号の三中「自動車取得税」や「自動車税」

別記様式第六十四号の三の注覧中「第32条第7項又は第8項」や「第12条の2の2第4項(同条第12項に規定する自動車の取得に限る。)、第5項第2号、第12項又は第13項」に改める。

別記様式第六十四号の六の注覧一中「第75条の11又は第75条の12」や「第45条又は第45条の2」に改める。

別記様式第六十四号の七の注覧一中「第75条の11第1項」や「第45条第1項」に改める。

別記様式第六十四号の十一中「第79条の2第1項」や「第46条の6第1項」に改める。

別記様式第六十四号の十二中「第79条の2第3項」や「第46条の6第3項」に改める。

別記様式第六十四号の十四中「第79条の3第1項」や「第46条の7第1項」に改める。

別記様式第六十四号の十五中「第79条の3第2項」や「第46条の7第2項」に改める。

別記様式第六十五号の二中「第84条第4項」や「第46条の12第4項」に改める。

別記様式第六十五号の三の二中「第84条第6項第1号」や「第46条の12第6項第1号」に改める。

別記様式第六十五号の三の四中「第84条第6項」や「第46条の12第6項」

に改める。

別記様式第六十六号中「第85条第5項」を「第46条の15第5項」及び「リットル」を「リットル」に改める。

別記様式第六十七号中「第700条の22第1項」を「第144条の31第1項」に、「第89条第1項」を「第46条の21第1項」に改める。

別記様式第六十八号中「第700条の22第1項」を「第144条の31第1項」に改める。

別記様式第六十九号中「第700条の22第4項」を「第144条の31第4項」に改める。

別記様式第六十九号の二中「リットル」を「リットル」及び「第700条の6第号」を「第144条の6(又は同法附則第12条の2の4第1項第号)」に改める。

別記様式第七十号中「第700条の22第4項」を「第144条の31第4項」に改める。

別記様式第七十四号中「第82条第1項ただし書」を「第46条の10第1項ただし書」及び「指定したから」を「指定したので、」に改める。

別記様式第七十四号の五中「第92条第6項」を「第46条の24第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別記様式第六十一号の三の改正規定は、同年五月一日から施行する。

(軽油引取税の徴収金の徴収に関する事務に関する経過措置)

2 平成十三年五月三十一日までに軽油引取税及び軽油引取税以外の税目について滞納処分、換価の猶予又は滞納処分の停止がされたものに係る当該軽油引取税の徴収金の徴収に関する事務(当該滞納処分、換価の猶予又は滞納処分の停止が効力を有する間に限る。)については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

3 この規則による改正後の埼玉県税条例施行規則(以下この項及び次項において「改正後の規則」という。)の規定中自動車取得税に関する部分(改正後の規則別記様式第五十九号の七及び別記様式第六十一号の三の規定を除く。)は、平成二十一年四月一日(以下「施行日」という。)以後の自動車の取得に対して課す

べき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

4 改正後の規則の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)第四十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同条例第四十六条の二第一項各号(第三号又は第四号を除く。)の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第四十六条第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。

5 施行日前に埼玉県税条例の一部を改正する条例(平成二十一年埼玉県条例第三十一号)による改正前の埼玉県税条例第七十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同条例第七十七条第一項各号(第三号又は第四号を除く。)の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第七十六条第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(改正前の規則に定める様式による用紙に関する経過措置)

6 改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部改正)

7 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則(昭和四十五年埼玉県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第四総務部の表税務課の項第一号部長専決事項の欄2中「第七十一条の下に」、第七十一条の二十二、第七十一条の四十三、第七十一条の六十三」を、「第七十三条の四十一」の下に、「第七十四条の三十」を、「第九十七条」の下に、「第三百三十九条、第四百四十四条の五十四」を加え、「第二百五条、第六百九十九条の二十八及び第七百条の四十三」を「及び第二百五条」に改め、同項第二号部長専決事項の欄3中「第二十六条の四第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

8 (埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部改正)
 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則(昭和四十五年埼玉県規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表県税務所長の項専決事項の欄1中「第二十八条の三」を「第四十一条」に改め、同欄2中「第二十九条の二ただし書」を「第四十三条ただし書」に改め、同表自動車税務所長の項専決事項の欄中「第二十六条の四第十項」を「第二十三条第十項」に改める。

(知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

9 知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十八年埼玉規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三埼玉県税条例施行規則(昭和二十五年埼玉規則第四十一号)の項中「第二十六条の四第十二項」を「第二十三条第十二項」に改める。

別表第二の二埼玉県税条例施行規則の項中「第二十六条の四第十一項」を「第二十三条第十一項」に改める。

(埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

10 埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十年埼玉規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の改正規定及び附則第一項第三号中「第二十七条」を「第三十八条」に改める。

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)